

旅して応援“ほっと一息、ぎふの旅”県民割引キャンペーン（第4弾）

宿泊施設向けQ&A集

令和4年1月5日 更新

目次

【支援制度概要】	- 2 -
【実施期間】	- 4 -
【宿泊施設について】	- 6 -
【精算について】	- 9 -
【旅行・宿泊代金割引について】	- 9 -
【本人確認について】	- 13 -
【感染症拡大時の対応について】	- 15 -
【OTAでの販売について】	- 15 -
【ぎふ旅コインについて】	- 15 -

【支援制度概要】

Q1-1. キャンペーンの概要が知りたい。

- A. **新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面は岐阜県民の県内旅行に対する割引のみ実施します。(令和4年1月5日更新)**

岐阜県にお住まいの方による、岐阜県への旅行を対象に、1人1泊あたり商品代金の50%(1人1泊あたり5千円を上限)を支援することとしております。

なお、連泊制限や利用回数の制限はございません。

Q1-2. 割引の対象者の条件はなにか。

- A. **新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面は岐阜県民の県内旅行に対する割引のみ実施します。(令和4年1月5日更新)**

割引対象を隣接県に拡大する時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施決定後にお知らせします。

Q1-3. 旅行者は、支援を受けるためには何をする必要がありますのでしょうか。

旅行の申し込み後、県に補助金を申請すればよいということでしょうか。

- A. 事業に基づく旅行・宿泊代金の割引支援の適用を受けるためには、本事業による割引支援額を差し引いた価格でOTAおよび旅行会社が販売する商品を、旅行者が申し込み・購入する必要があります。

また、当キャンペーンを利用する場合は、「ワクチン・検査パッケージ」が適用され、旅行開始時又は宿泊のチェックイン時等に、「ワクチン接種歴」または「陰性の検査結果」の提示及び、本人確認のため旅行者全員分の身分証明書等の提示が必要となります。

なお、本キャンペーン適用商品を販売するのは下記のOTA、旅行業者です。

<OTA>

じゃらんNet、楽天トラベル

<旅行業者>

(一社) 岐阜県観光連盟に加盟の旅行会社及び (一社) 岐阜県旅行業協会等に加盟の旅行会社

Q1-4. 宿泊施設が対応しなければいけないことは何か。

- A. 当キャンペーンに参加する旅行業者及び宿泊事業者は、国が策定した「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に沿った取り組みが必要となります。

- ・旅行業者及び宿泊事業者は、キャンペーンの事務局に、「ワクチン・検査パッケージ」の事業者登録を行う必要があります。
- ・旅行業者及び宿泊事業者は、旅行開始時又は宿泊のチェックイン時等に、「ワクチン接種歴」または「陰性の検査結果」の確認及び身分証明書等による本人確認を行う必要があります。

ワクチン・検査パッケージの詳細や登録については下記WEBページをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/191939.html>

Q1-5. 宿がHPや電話等で直接受け付ける予約は割引適用にならないのか。

- A. 旅行会社・宿泊予約サイトによる割引販売に加えて、宿泊施設が直接販売する旅行商品に対して割引を適用できるよう、2月はじめの開始を目途に準備を進めています。

詳細については、下記WEBページをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/191939.html>

Q1-6. 支援額の計算の基礎となる「旅行代金」は税込み価格か、税抜き価格か。入湯税は含めていいのでしょうか。

- A. 税込み価格になります。入湯税があらかじめ予約した際の旅行・宿泊代金に含まれる場合には、入湯税を含めて構いません。ただし、旅行・宿泊代金とは別に、宿泊施設等の現地で支払う場合には、支援の対象外となります。

Q1-7. 代表者は対象となる県在住者だが、同行者が対象外の県の在住者である場合、割引の対象となるのか。

A. **新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面は岐阜県民の県内旅行に対する割引のみ実施します。(令和4年1月5日更新)**

本事業は、代表者・同行者全員が岐阜県にお住まいの方である宿泊予約が割引適用となります。質問の例では全員が割引対象外となる場合があります。

Q1-8. 外国人は対象となるのでしょうか。

A. **新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面は岐阜県民の県内旅行に対する割引のみ実施します。(令和4年1月5日更新)**

対象県内居住者であれば、在住外国人でも利用可能です。

Q1-9. 割引販売をしている旅行会社はどこか。

A. 年明け（1月6日頃）に対象旅行会社のリストができるので、その頃に「ぎふの旅ガイド」の特集ページを確認するか、事務局にお問い合わせください。

【実施期間】

Q2-1. 本事業は、いつから開始されるのでしょうか。

A. 令和4年1月11日（火）から、旅行会社での割引販売を初めとして、キャンペーン適用商品の販売を順次開始します。

Q2-2. 本事業の販売期間、対象宿泊期間はいつですか。

A. 各販売窓口の販売期間、対象旅行期間は下記のとおりです。

○旅行会社

販売期間：令和4年1月11日（火）～2月28日（月）

※令和4年1月11日（火）以降準備のできた旅行会社から順次実施します。

※上記期間中であっても、販売数に到達次第販売終了
対象旅行期間：令和4年1月11日（火）出発～2月28日（月）帰着
※宿泊を伴うものは令和4年3月1日（火）チェックアウトを含む

○じゃらんnet

販売期間：令和4年1月13日（木）～2月27日（日）

※「じゃらんnet」のみ、予約上限数に到達していなくても、国の
GoTo トラベルキャンペーンが再開され次第、販売終了予定。

対象宿泊期間：令和4年1月13日（木）チェックイン～2月28日（月）チェックアウト

○楽天トラベル

販売期間：令和4年1月19日（水）～2月27日（日）

対象宿泊期間：令和4年1月19日（水）チェックイン～2月28日（月）チェックアウト

Q2-3. なぜ各販売窓口の開始日が異なるのか。

- A. キャンペーンの実施については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、慎重に判断をしました。実施の決定から開始までの準備期間を考慮し、実現可能な旅行会社等から順次開始することとしました。

Q2-4. GoTo トラベルキャンペーンが再開された場合はどうなるか。

- A. GoTo トラベルキャンペーンが再開された場合、「じゃらんnet」での割引販売は終了します。
そのほかの販売窓口は、GoTo トラベルが再開されても継続します。

Q2-5. 予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか。

- A. 予算がなくなったら事業は終了となります。

Q2-6. 本キャンペーンの開始前に、対象旅行期間での旅行を予約していたが、支援の対象となるのでしょうか。

- A. その旅行商品が本キャンペーンの支援対象であり、対象施設に宿泊する予約であること、旅行者が割引対象者であること、及びその旅行商品を Q1-2 で示した O T A ・旅行会社から購入していた場合、支援の対象となる可能性があります。詳細については各旅行業者等にお問い合わせください。

【宿泊施設について】

Q3-1. 本キャンペーンの対象となる宿泊施設は？

- A. ○適切な感染症拡大防止対策を宿泊施設・旅行者とも行っていることを前提としており、宿泊施設については「業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等の遵守など感染症拡大防止対策を徹底することとしている
- 県より案内されている、宿泊事業者等におけるワクチン・検査パッケージ制度に登録している宿泊施設であること。
- 本キャンペーン利用者に対し、電子観光クーポン「ぎふ旅コイン」をチャージするためのポイントカードの配付にご協力いただけること。

Q3-2. 旅行会社を介さずに旅行者が宿のHPや電話で直接予約する場合、宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. 対象外となります。割引支援の対象となるには、Q1-2 で示した O T A および旅行会社で申し込み・購入する必要があります。
- 旅行会社・宿泊予約サイトによる割引販売に加えて、宿泊施設が直接販売する旅行商品に対して割引を適用できるよう、2月はじめの開始を目途に準備を進めています。
- 詳細については、下記WEBページをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/191939.html>

Q3-3. 民泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. 旅館業法の許可を受けた施設または住宅宿泊事業法の届出をしている住宅であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q3-4. ゲストハウス、ドミトリー、ユースホステル、カプセルホテル、ウィークリーマンションなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. Q3-3 を満たしており、適正な執行管理のための体制が確保されていれば、支援対象になります。

Q3-5. 「人格のない社団」等（公有民営施設で法人格なき団体が宿泊施設（旅館業法としての営業許可あり）を運営）でも宿泊施設として登録可能でしょうか。

- A. 可能です。

Q3-6. 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. 会員制のリゾートホテル・リゾートマンションについては、
- ①入会金（年会費）を支払えば、一定の日数無料で宿泊できる権利が与えられるもの
 - ②会員向けの特別料金が設定されているもの
 - ③会員のみしか利用できず、宿泊料金が設定されているもの
- の大きく3種類があると考えられます。
- このうち、①については1泊当たりの宿泊代金が存在しないため、割引支援の対象とすることはできません。

一方で、②については一般利用者とは異なる特別料金であっても1泊当たりの宿泊代金が発生するのであれば、この特別料金を基準に割引支援の対象とします。

③についても同様に、当該宿泊料金を基準に割引支援の対象とします。

Q3-7. 農泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. Q3-3 を満たしており、適正な執行管理のための体制が確保されていれば、支援対象になります。

Q3-8. キャンプ場のテント区画、コテージ、バンガロー、グランピングなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. Q3-3 を満たしており、適正な執行管理のための体制が確保されていれば、支援対象となります。

つまり、旅館業法の簡易宿所営業の許可が必要となるコテージ、バンガロー、常設のテントなどは、ホテル・旅館などと同様に支援の対象となります。

一方で、旅館業法の許可が必要ない、持ち込みテントのためのサイト（区画）などは、支援の対象となりません。

Q3-9. キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりません。

Q3-10. 宿坊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. Q3-3 を満たしており、適正な執行管理のための体制が確保されていれば、支援対象となります。

【精算について】

Q4-1. 旅行・宿泊代金の割引の対象となる宿泊施設となった場合、それぞれの施設への旅行会社等からの割引分の精算はいつから始まるのでしょうか。また、どの程度の期間で精算が行われるのでしょうか。

- A. 宿泊施設と旅行会社等との契約になりますので、詳細は旅行会社等にお問い合わせください。

【旅行・宿泊代金割引について】

Q5-1. 3泊4日の旅行について、①往復の交通費＋1泊目のパック、②2泊目の宿泊単体、③3泊目の宿泊単体、と別々に予約・購入をした場合、支援額はどのように計算するのでしょうか。

- A. ①、②、③のそれぞれが1つの旅行として計算します。(①、②、③のいずれも1人1泊あたり5千円が支援の上限となります。)

Q5-2. 事前に予約をした宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類などを購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも、支援の対象となるのでしょうか。

- A. 事前に予約を行っていたもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付き宿泊プランとして申し込みを行っていた場合には朝食代金も含めて支援の対象です。一方で、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。

※宿泊施設が「ぎふ旅コイン」の加盟店であると、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスを「ぎふ旅コイン」で支払うことができます。

Q5-3. 事前に旅行業者で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか。

- A. 事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアー代金に含まれていれば支援対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

※飲食店や観光施設が「ぎふ旅コイン」の加盟店であると、食事代や観光施設入場料を「ぎふ旅コイン」で支払うことができる場合があります。

Q5-4. 旅行・宿泊代金を各種ポイントやマイルで支払った場合には、支援の対象になるのでしょうか。

- A. 代金を各種ポイントやマイルで支払った場合も支援の対象になります。あくまで元の旅行・宿泊代金を基に支援額を算出することとなります。

<例>

1万円の宿泊代金のうち 3千円分をポイントで支払った場合
→支援額：1万円×50%＝5千円

Q5-5. Q U Oカード等の換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品は、(金券類の金額も含んだ形で) 割引の対象となるのでしょうか。

- A. 換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行商品は、支援の対象外です。

Q5-6. 宿泊施設のデユース利用は、旅行・宿泊代金割引の対象となりますか。

- A. 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日であるいわゆる「デユース」については、割引の対象とはなりません。

Q5-7. 支援の対象となる旅行商品の基準について教えてください。

A. 基準については下記のとおりです。(G o T o トラベルに準拠)

<宿泊代金・旅行代金に含められないもの> (代表的なものを例示)

①換金性の高いもの

- ・金券類 (QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)
- ・鉄道の普通乗車券・特急券 (指定席券等を含む)・回数券、普通航空券 (往復航空券や上位クラス利用料金を含む) 等 ※販売箇所以外で払い戻しができないよう適切に管理できるものは除く
- ・収入印紙や切手

②上記のほか、県が対象商品として適切でないとするもの

県が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方については、

- ①観光を主たる目的としていること
- ②感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③旅行商品に含まれる商品やサービスの価格が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること等を社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしています。

※支援の対象外となる個別具体の旅行商品の具体例については、下記に随時掲載することとします。

<対象外となる商品の例>

- ・通常の宿泊料金 (1万円程度) を著しく超える、館内のルームサービス、食事等でいつでも利用できるホテルクレジット (3万円程度) 付宿泊プラン
- ・通常の宿泊料金 (5千円程度) を著しく超える商品 (3万円程度) 付の宿泊プラン
- ・ヨガライセンス講習 (4泊5日20万円~)、英会話講習付き宿泊プラン (2泊3日28000円)、ダイビング免許付き宿泊プラン (5~10万円)
- ・旅行者が支払う宿泊料金を超えるポイントを還元する宿泊プラン

Q5-8. 旅行先の観光地で利用できるアクティビティや食事（4万円相当）を含む旅行商品（宿泊代金は1万円相当）を造成したいのですが、支援の対象になるのでしょうか。

- A. 「宿泊+ α （商品やサービス）」又は「宿泊+交通+ α （商品やサービス）」の旅行商品の場合には、「 α （商品やサービス）」の部分について、Q5-7で示した基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしておりますが、仮に③「旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと」の基準を満たしていない場合であっても、そのことをもって直ちに支援の対象外となることを意味するものではありません（①「観光を主たる目的としていること」②「感染拡大防止の観点から問題がないこと」④「旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること」等の基準に照らし、社会通念上の観点も含めて総合的に判断した結果、支援の対象として認める場合があります）。

ご質問の旅行商品については、支援の対象となります。

Q5-9. ダイビング、陶芸体験、英会話の講習等については支援の対象になるのでしょうか。

- A. 「宿泊+ α （商品やサービス）」又は「宿泊+交通+ α （商品やサービス）」の旅行商品の場合には、「 α （商品やサービス）」の部分について、Q5-7で示した基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしております。この点、ライセンスや資格の取得を目的とした商品やサービスについては、一般的に観光を主たる目的としていると言えないため、本事業の支援の対象外となります。ただし、この場合であっても、「宿泊」又は「宿泊+交通」の部分がライセンスや資格の取得を目的とした商品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」又は「宿泊+交通」部分は本事業の支援の対象とします。

一方ライセンスや資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体が目的となることを明示している旅行商品の場合、本事業の支援の対象となります。

<例>

・ダイビング体験付の旅行商品 4 万円相当（旅行代金のうち宿泊代金は 2 万円相当）

→ライセンスや資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティの一環として、ダイビングをすること自体を目的としているため、支援の対象となります。

・陶芸体験付の旅行商品 3 万円相当（旅行代金のうち、宿泊代金は 2 万円相当）

→旅行先でアクティビティの一環として、陶芸体験をすることを目的としているため、支援の対象となります。

・英会話の講習代金を含んだ旅行商品 3 万円相当（旅行代金のうち、宿泊代金は 2 万円相当）

→ライセンスや資格の取得ではありませんが、Q5-7 で示した基準・考え方①「観光を主たる目的としていること」に照らし、観光を主たる目的としているとは言えないので、支援の対象になりません。

Q5-10. カラオケの利用プランを含んだ旅行商品は支援の対象となりますか？

A. 対象外となります。

ただし、元々設置しているカラオケ機器の撤去までを求めているものではありません。

【本人確認について】

Q6-1. 本キャンペーンの対象者は、代表者・同行者ともに岐阜県在住者に限るとあるが、どのように制限をかけるのか。

A. **新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面は岐阜県民の県内旅行に対する割引のみ実施します。(令和 4 年 1 月 5 日更新)**

本キャンペーンについて告知をする際に、WEB サイト等で対象者に関する注意事項を記載します。

またOTAについては、現地でのトラブルを少しでも削減するために、各OTAから送付させていただくFAXに記載されているテキストをOTAに掲載されているプランに記載願います。

Q6-2. 運転免許証や保険証が無い旅行者はどうすればよいか。

- A. 住民票や住所と名前が確認できる郵便物、国家資格の証明書類など、現住所と本人であることを確認できる書類をご準備ください。

Q6-3. 最近対象県に引っ越したばかりで、免許証等の住所を更新できていない場合はどうすればよいか。

- A. 住居の賃貸借契約書など、居住地が対象県であることが分かる書類をご準備ください。ワクチン・検査パッケージの適用により本人確認も必要ですので、本人であることを確認できる書類も併せてご準備ください。

Q6-4. ワクチン接種済証や、運転免許証等の本人確認書類の写しなど、証明書類の県への提出は必要か。

- A. 県への証明書類の提出は必要ありません。

Q6-5. 同行者が対象外の県の在住者であった場合はどうなるのか。

- A. **新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面は岐阜県民の県内旅行に対する割引のみ実施します。(令和4年1月5日更新)**

本事業は、代表者・同行者全員が岐阜県在住者である宿泊予約が割引適用となります。質問の例では全員が割引対象外となる場合があります。

【感染症拡大時の対応について】

Q7-1. 新型コロナウイルス等の感染が拡大した場合の対応は。

- A. ○本県において、新型コロナウイルスの感染状況がレベル3に達すると見込まれる場合、その他の感染状況も踏まえたうえで、キャンペーンを停止します。

Q7-2. 感染拡大によるキャンペーン中止時の対応は。

- A. 感染症拡大防止の観点から、人流を抑制するために下記の対応を行います。
- ・新規割引販売の停止
 - ・予約済み旅行の割引の無効化

【OTAでの販売について】

Q8-1. OTAでの予約で同行者が対象外の県の在住者であった場合の対応は。

- A. システムの都合上対応が異なりますので、詳細は各OTAにお問い合わせいただくか、各OTAより送付されているFAXをご確認ください。

Q8-2. 宿泊プランに掲載するテキストが「じゃらん」「楽天トラベル」によって異なるのはなぜか。

- A. 両社のシステムが異なるため、テキストの内容が異なるものであり間違いではありません。

【ぎふ旅コインについて】

Q9-1. ぎふ旅コインとは何か。

- A. 本キャンペーンを利用して宿泊した旅行者に付与される電子クーポンで、1人1泊あたり2,000円付与されます。付与された電子クーポンは「ぎふ旅コイン」登録店舗で使用できます。

詳細は、「ぎふ旅コイン」運営事務局にお問い合わせください。

☎058-213-4655

Q9-2. ぎふ旅コインのポイントカードは、誰に配布すればよいか。

- A. 本キャンペーンを利用した宿泊者のチェックインの際にポイントカードを配付してください。ただし、旅行会社が実施する添乗員付きのツアーの場合は、発地で添乗員等が配布しますので、宿泊施設で配布する必要はありません。

旅行の形態	ポイントカード 配布方法
①OTAを通じた予約	宿泊施設
②旅行会社を通じた宿泊予約(個人)	宿泊施設
③旅行会社を通じた宿泊予約(団体)	宿泊施設
④旅行会社が実施するフリープラン(宿泊+交通機関等)	宿泊施設
⑤旅行会社が実施するエスコートツアー(宿泊)	旅行会社の添乗員等